

令和8年8月

事業者の皆様

旭川市水道局水道総務課

旭川市水道局における共同企業体協定書の様式変更について

工事書類の簡素化による事業者負担の軽減を図るため、共同企業体協定書（以下「協定書」という。）の様式を変更しますのでお知らせします。

1 変更内容

共同企業体の結成に伴う協定書の作成について、これまでの協定書では正本の他に副本を作成し水道局へ提出する旨の記載としていましたが、副本の作成を不要とします。

これにより、電子入札システムによる入札参加申請におきましては、記名押印した協定書を電子ファイル（PDFデータ等）にして添付してください。

また、電子入札システムを使用しない場合は協定書の写しを提出してください。

2 運用開始時期

令和8年9月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 新様式

新様式は、水道局ホームページの「契約書類」に掲載しています。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/4427/p008445.html>

「旭川市水道局建設工事等共同企業体運用基準」の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第１～７（略） 第８ 結成方法 （１） 共同企業体の結成方法は、自主結成によるものとする。ただし、予備指名を行った場合は、予備指名を受けた者による自主結成とする。 （２） 共同企業体の協定書は別紙に定めるところによる。 第９～１２ （略） 附 則 １ この運用基準は、平成２年６月１日から適用する。 ２ この運用基準の実施日において、現に存する共同企業体の取り扱いについては、従前の取り扱いによるものとする。 （中略） 附 則 この運用基準は、令和５年１月１日から適用する。 <u>附 則</u> <u>この運用基準は、令和８年９月１日から適用する。</u>	第１～７（略） 第８ 結成方法 （１） 共同企業体の結成方法は、自主結成によるものとする。ただし、予備指名を行った場合は、予備指名を受けた者による自主結成とする。 （２） 共同企業体の協定書は別紙に定めるところによる。 第９～１２ （略） 附 則 １ この運用基準は、平成２年６月１日から適用する。 ２ この運用基準の実施日において、現に存する共同企業体の取り扱いについては、従前の取り扱いによるものとする。 （中略） 附 則 この運用基準は、令和５年１月１日から適用する。

「別紙 共同企業体協定書」の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第18条 （略） ほか 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__ 通__を作成し、各構成員が記名押印し、各自が所持するものとする。 （以下略）	第1条～第18条 （略） ほか 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書<u>正本 通及び副本1通</u>を作成し、各構成員が記名押印のうえ、<u>正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格申請等のため旭川市水道局に提出する。</u> （以下略）